

参考（第2条関係）

中小企業者の範囲

- 原則として、中小企業基本法上の中小企業者とします。
- 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社（以下、「会社法人」という。）は、主たる事業として営む業種に応じて、下表の資本金等又は常時使用する従業員の数（※）のいずれかの要件に該当すれば中小企業となり、いずれも該当しなければ大企業（補助対象外）です。
- 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合は、中小企業基本法上の会社法人に該当しないと解されることから、補助対象外です。

主たる事業の業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすもの)		
			小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※ 常時使用する従業員とは、日々雇い入れられる者や2か月以内の期間を決めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を決めて使用される者、試用期間中の者を除いた従業員をいいます。